和光市告示第９３号

和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和　７年　３月３１日

和光市長　柴﨑　光子

和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者選定委員会設置要綱

（設置）

第１条　和光市児童館設置及び管理条例（昭和５９年条例第７号）第２条の表に掲げる児童館及び和光市学童クラブ設置及び管理条例（平成１６年条例第１７号）第２条第１項の表に掲げる学童クラブ並びにわこうっこクラブ運営要領第１条に規定するわこうっこクラブを一体的に運営する指定管理者を公平かつ適正に選定するため、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成１６年規則第１７号）第４条の規定に基づき、和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　委員会は、５人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

⑴　子どもあんしん部長

⑵　企画部長

⑶　教育部長

⑷　市長が委嘱する知識経験を有する者

３　委員会に委員長を置き、委員のうちから子どもあんしん部長をもってこれに充てる。

４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（会議）

第３条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（任期）

第４条　委員の任期は、市長が任命又は委嘱をした日から市長が和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者を指定した日までとする。

（選定）

第５条　委員会は、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１

６年条例第１６号）第４条各号に定める選定基準に基づき、公平かつ公正な選定を行うものとする。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、子どもあんしん部保育施設課において処理する。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示は、市長が和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者を指定した日限り、その効力を失う。